

会 議 録

会議の名称	平成27年度第2回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成28年3月24日(木) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 久保秀樹委員・河津英彦委員・橋本洋子委員・渡邊儀一郎委員・石塚卓也委員・向山晴子委員代理・銀川茂委員代理・山川治委員代理・丹代了委員・大原喜美子委員・永井實委員・高野和美委員・新 義友委員・今井和之委員・小杉眞紗人委員・谷英也委員・近藤幹生委員・山路憲夫委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長・河村健康福祉部次長・野口子ども家庭部長・鈴木地域福祉推進課長・金野高齢介護課企画保険料係長・花田障害支援課長・空閑健康増進課長・黒井生活福祉課長・谷生活福祉課自立支援担当主査・星野子ども総務課長・高柳子ども育成課長・半井児童課長・森脇子育て支援課長・河野地域福祉推進課調整担当主査・新井地域福祉推進課課長補佐</p> <p>●欠席者：浮須勇人委員・藤岡孝志委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 健康福祉部長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 個別計画推進部会、関係会議報告</p> <p style="padding-left: 40px;">・障害福祉計画推進部会</p> <p style="padding-left: 40px;">・地域保健計画推進部会</p> <p style="padding-left: 40px;">・児童育成計画推進部会、子ども・子育て会議</p> <p style="padding-left: 40px;">・地域包括ケア推進協議会</p> <p style="padding-left: 40px;">・医療介護連携推進委員会</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 生活困窮者自立支援事業報告</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 成年後見制度市民後見人養成事業について</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 第4次地域福祉活動計画(住民活動計画)中間報告</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 次期地域福祉計画の策定について</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) その他</p> <p>4 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 大塚 知昭</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-394-7399</p>				

会 議 経 過

議事

(1) 個別計画推進部会、関係会議報告【資料1】

・障害福祉計画推進部会（障害支援課）

○障害支援課長 （資料1、資料1-1をもとに推進部会議事について概要説明）

○会長 質問、ご意見等ありますか。 （一同なし）

・地域保健計画推進部会（健康増進課、子育て支援課）

○健康増進課長、子育て支援課長 （資料1、資料1-2をもとに推進部会議事について概要説明）

○委員 A 母子保健計画 課題2の保健対策について、学童期・思春期それぞれに飲酒、喫煙という文言が入っていますが、これは小学校の時からお酒やタバコの害などについて展開されているのでしょうか。

○子育て支援課長 今年度、教育委員会と連携しながら、事業参加者の児童・生徒に講義させていただく場面もいただきましたので、そういうところも進めていきたいと考えております。また、養護教諭との連携の中でそういったところにも出向かせていただき、専門の見地からお話しさせていただく機会を設けさせていただきたいと考えております。

○委員 B 母子保健計画 課題5の児童虐待について、訪問時に訪問先での会話だけでなく、お家へ上がってお話を伺っているのかを確認させてください。他の自治体で「こんにちは赤ちゃん事業」の中で「玄関先だけで帰ってしまう」という事例も聞いておりましたので。

また、切れ目のない保健対策の中に「実績値をこれ以上増やすのは難しい」というお話があり、その通りだと思います。しかし、障害福祉計画において「施設からグループホームへの地域移行」については、国の目標値に無理があり、非現実的なものだと感じています。医療的なケアや問題行動のある方については、大変な方ほど施設等をたらいまわしになっている状況が懸念されます。これは意見としてですが、このような状況も踏まえ、それぞれの自治体から「国の方針はこうだが、無理のある計画ではないか」という声を上げてよいのではないのでしょうか。

○子育て支援課長 全戸訪問の関係ですが、助産師に個人委託をさせていただき、出生通知票に基づき訪問を行っております。訪問先でお話をする場合も多少あるかもしれませんが、基本的には中に通していただき、育児の相談や体重測定等も行いながら会話させていただいております。その中で違和感があったご家庭については、その内容を保健師に伝えながら連携を取ってまいります。

補足になりますが、東村山市の訪問率は非常に高く97～98%となっており、残りの数パーセントは長期入院や里帰りの方となりますが、最終的には3・4か月健診等でお会いしております。

○委員 C 地域保健部会において、保健師に確認したことがあります。保健師のお仕事として、玄関先の立ち話だけで終わらせるということは考えられず、とにかく玄関先で腰かけ、赤ちゃんを見ておむつがどうなっているか等の確認を行っております。それは、訪問数と比較し、限りなく100%に近い数字であると考えております。それをさせていただけないお宅については、違和感をもって対応させていただきます。

○委員 D 学童思春期について、教育委員会との連携の具体例を教えてください。

○子育て支援課長 現在、社会教育課のほうで、小学生から中学生まで、年間を通して元気塾というのを行っておりますが、そのカリキュラムの一つに思春期教育の講座を入れさせていただきました。また、市内の高校にこちらからおもむき、足指力や骨密度測定を行いながら会話をを行い、関係性を持たせていただくといった取り組みも行いました。これらについて、1年目で手探り状況でございましたが、今後も計画に沿って展開してまいりたいと考えております。

・**児童育成計画推進部会、子ども・子育て会議（子ども総務課）**

○子ども総務課長 （資料1、「東村山子育てレインボープラン「5年間のあゆみ」」等をもとに関係会議議事について概要説明）

○会長 質問、ご意見等ありますか。 （一同なし）

・**地域包括ケア推進協議会（高齢介護課）**

・**医療介護連携推進委員会（健康増進課）**

○高齢介護課職員、健康増進課長 （資料1、資料1-3をもとに関係会議議事について概要説明）

○委員 E 介護保険制度について、「まだ元気」だと思っていた人が、介護保険制度を利用した結果、車イスに乗っているということがあります。サービスが過剰なのではないかと感じることもあります。人によるのですが、まだ元気な方が車イスに乗ることで、自立の力が下がってしまうのではと感じます。「ここまでの状態なら車イスを使う」といった定義はあるのでしょうか。

○高齢介護課職員 身体能力があるにもかかわらず、過剰にサービスを提供するという事は、本人の自立支援にも良い影響が出ないということは認識しております。その方がどのようなサービスを使えるかということ、ケアマネジメントに従っております。ケアマネジャーが本人の状況を見て、本人の自立生活に足りない部分に対して支援・介護を提供するというところでございます。このことについて、行政としましてはケアマネジャーの質を高めるための指導を行っております。

○委員 F ケアマネジャーの質を高めるといったことももちろん大事ですが、利用者側の意識改革も大事だと思います。これは非常に根の深い話で、介護保険制度は自立支援を大きな看板に掲げてスタートしました。要支援という状態を設けて、それらの方が介護状態とならないよう自立支援をしていく目的がありましたが、介護保険はその役割を果たせませんでした。その後、2006年に介護予防を柱にしましたが、軽い人の訪問介護や通所介護については、事業者と利用者双方の問題ではありますが、掃除・洗濯・食事作りを過剰にやりすぎた状態となりました。「自立支援のために利用者と一緒に行う」といったサービス提供をほとんど行わず、元気高齢者につながりませんでした。そのような背景もあり、地域包括ケアシステムの構築・推進するなかで、日常生活総合支援事業に移行してきました。このような状況を変えていかなければならないのが、いま問われていることなのです。

○委員 D 施設では安全のために車イスを使ってしまうということも伺います。

○委員 C 難しい問題だと思います。私も介護の仕事に関わっておりますが、こういうことについては市役所が「それらを利用するな」とはなかなか言えませんから、私たち生活者自身がそのような意識を持たなければならないと思います。先ほど委員がおっしゃられたように、施設では「食堂まで一人では10分かかる」けれど「車イスだと3分で行く」といったような状況もあり、必要以上に車イスが活用されていることもあるかもしれません。また、在宅の場合でも、本来はお部屋の掃除をするにしても「掃除をすべてヘルパーがやってはならず、テーブルを拭くのはお願いします」といった対応が必要ですが、事業所もほとんどが利益を上げなけれ

ばならず、四角四面なことでは次の契約が取れないといった懸念もあるかもしれません。

- 委員 F 要支援の通所介護については市町村が独自にサービスの内容設定等ができるようになりましたから、事実上規制は行いやすくなったと思います。どんどん自治体からも言ってよいと思います。
- 委員 G 資料1-3にあります東村山市の取り組み状況で「仲間づくり、居場所づくりの創出」は素晴らしいと思います。ですが、要支援者にとっては遠い場所だと利用したくてもできないこともあるかと思います。そのため、ふれあいセンターや公民館など近場で推進していただくとありがたいと思います。
- 高齢介護課職員 地域に拠点がないと参加できないということにつきましては、その通りだと考えております。このことについて、地域センターや介護保険事業所の中のスペースを借りる等の方法で、地域に拠点を設けております。また既存の団体様に対しては、日ごろから活動している場所に体操指導に伺うといったことも、なじみのある場所で実施できるという利点があるということで事業設計をしているところでございます。

(2) 生活困窮者自立支援事業報告

【資料2】

- 生活福祉課長、生活福祉課職員 (資料2をもとに概要説明)
- 会長 質問、ご意見等ありますか。 (一同なし)

(3) 成年後見制度市民後見人養成事業について

【資料3】

- 地域福祉推進課職員 (資料3をもとに概要説明)
- 委員 H 市民後見人について、家裁に申し立てを行った後、家裁から市民後見人の調査を行ったりするのでしょうか。
- 地域福祉推進課職員 市民後見人を選任する際には、専門機関の後見監督人がつくことになっております。申し訳ありませんが、その他に選任にあたり調査が行われるか等については資料がなく回答できません。
- 委員 B 先ほどの説明の中で、7市合同研修参加者31名中、東村山市から8名参加いただいた件について控えめにおっしゃっていましたが、東村山市は成年後見制度を利用する前段階のかたが利用する「東京都の地域福祉権利擁護事業」の利用件数が都内で第2位ですし、人口1万人当たりの人数でも第2位という状況です。そのあたりのことを熱心にやってきた風土があったと思いますので、参考意見として述べさせていただきます。
- 委員 F 一歩踏み出したのは結構かと思いますが、中長期的には意思決定ができない高齢者の方が増えてくると思います。国立市では人口7万5000人中、認知症で近くに親族がいない高齢者が60人いらっしゃいます。人口規模で考えますと東村山市では「意思決定できない、親族が近くにいない高齢者」が100人以上はいると見たほうが良いのではないかと思います。そのような方が、今後ますます増えてくると、日常的な金銭管理や財産管理、医療同意の問題がでてきます。今のところ、法律上は成年後見人が医療同意までできないことになっておりますが、方向としては日弁連の委員会でも厚生労働省の検討会でも、まだ5~6年は先でしょうが、いずれは後見人が医療同意を認めるといった方向になっております。そうしないと現在現場で起きている信じがたいトラブルに対応できない状況です。
これから増えていくであろう一人暮らし認知症の方のためにも、どの程度市民後見人を養成していくのかといった人数を、10年程度の計画で、着実に前進していくようなアクションプログラムを作っていただきたいと思います。

○地域福祉推進課職員 ご意見ありがとうございました。まずは7人の研修修了者に対して、次のステップに進んでいただけるよう事業を推進してまいりたいと考えております。

(4) 第4次地域福祉活動計画(住民活動計画)中間報告【資料4】

○地域福祉推進課職員 (資料4をもとに概要説明)

○委員 B 地域福祉活動計画の推進について、市はどの程度関与しているのでしょうか。東村山市社協は昔から評判が非常に高く、都内にある社協の中でも活動力が高いと聞いていましたが、そこら辺の役割分担等を教えてください。

また、これは意見になりますが、住民団体へのアンケートにおいて、従来は活動拠点がほしいという要望が強かったと思います。ところが現在では人材や資金が足りないということが見えてきました。私の知る中でも、「寄付金が集まらなくなってきたことと、無償のボランティアが集まらなくなってきた」ということを聞いています。有償のボランティアも増えてきた中で、どうしても、有償のほうへ流れてしまうと。このように、人と金と場所、すべてが厳しくなってきた中で、これからの住民活動はどうしていくべきかと。とても難しい時代に入っているなと思います。

○地域福祉推進課職員 地域福祉活動計画への関与についてですが、市は「活動計画推進委員会委員」の一人としての関与であり、活動の推進にあたっては、事務局の社会福祉協議会や住民の方々の力で行われています。地域懇談会においても、立ち上げも含め当面は社会福祉協議会が中心に活動を行っておりますが、将来的には住民主体の活動に育っていければと考えております。

また、住民団体へのアンケートについては、「団体構成員の高齢化」により「人材」といった課題も増えてきたものと考えております。

○委員 I 地域福祉活動計画については、社会福祉協議会は応援をするという立場であり、やはり住民の情熱と知恵に頼っているところがあると考えております。

○委員 F 地域包括ケアにおいて「見守り」「介護予防」「居場所づくり」といったことが総合事業において本格的に始まりますが、地域福祉活動計画の内容とオーバーラップするところがあると感じています。総合事業の中で行えば、ある程度お金が出るわけです。例えば、居場所づくりでいえば「通所介護 B 型で住民委託」とすることで、(東村山市はまだ具体的な構想は固まっていませんが)委託する住民団体に補助金を出して、その中でやっていただくようなことが想定されます。

このように、どの程度お金が出るかはわかりませんが、計画の中で多少財源の裏付けを行いながら、見守り、居場所づくり、配食サービス等をリンクしていかなければいけないと思います。さしあたっては要支援高齢者が対象となりますが、このことは「子ども」や「障害者」も含めた、官民一体となった地域のまちづくりにつながることです。このことと計画をリンクさせ、それを今回の地域福祉計画で考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○地域福祉推進課職員 地域福祉計画の策定においては、介護保険事業計画の策定ともタイミングがっておりますので、ご意見をいただいた内容については検討課題の一つとさせていただければと思います。

○健康福祉部長 補足させていただきます。委員からご指摘いただきましたとおり、官民一体となった地域づくりというのが本来の地域包括ケアと考えているところです。社協に作成いただいております住民活動計画については、まさに住民の地域づくりということであり、そういった意味ではご意見をいただきましたように今後計画を作るうえでどのようにリンクさせていくのか、また課題となっている資金的な面に関しても、具体的な内容まではお話ができませんが、本事業に入ることによって一定のところは考えられるのではないかと考えております。

また、市としては人材の問題についても大きな課題ととらえております。従前から活動いた

だいている各種団体が高齢化に伴い団体の体力・活力がなくなっている状況があり、これらのことも踏まえながら、今後の地域づくりを進めていければと考えております。

(5) 次期地域福祉計画の策定について

【資料5】

○地域福祉推進課職員 (資料5をもとに概要説明)

○委員 B 意見としてですが、各計画が平成29年度に区切りがつくということで、子ども子育て支援事業計画についても5か年計画ですが、全体的には前倒しで計画を進めるということになっており、中間年で一度精査しますので、市としては平成29年度が終わるあたりで、全体を見渡しながらいき方向でいくかといった検討ができるのではないのでしょうか。また、国は縦割りですが、市町村はできるだけ住民に密着する横割りで行くべきといった理念があります。現実には難しいかもしれませんが、そういった意味で各計画を見通しながら全体としての地域福祉計画をどう作っていくのかということを考え、進めていただければと思います。

もう一点、アンケート調査の検討にあたっては、子ども・子育て支援事業計画はほとんどが乳幼児の子育て支援と学童クラブのところなので、思春期の子供たちの問題もありますことから、今までのレインボープランの委員さんが入るくらいでもよいかと思っています。ぜひ子どもの関係も含めてアンケート調査をやっていただきたいと思います。

(6) その他

○会長 その他、ご意見ご質問はございますか。

○委員 J 4月1日から障害者差別解消法が施行されますが、市としての取り組みがあれば教えてください。

○障害支援課長 4月から施行される障害者差別解消法については、国から各事業所及び地方公共団体に対して、障害のある方への合理的な配慮等が求められていることから、現在、総務部と一緒に東村山市職員としての対応要領を考えているところです。来週開催予定の障害者福祉計画推進部会において委員のご意見を伺いながら進めてまいります。

○委員 I 平成28年度予算について、社会福祉センターの耐震診断委託料がついているようですが、診断のあとの見通しまでがあるのでしょうか。

○健康福祉部次長 今回の耐震診断につきましては、利用される方の安全性にも配慮しつつ、まずは耐震診断をさせていただきます。その結果を踏まえ必要な措置を講じるということになりましたら、市としての公共施設全体の考え方も踏まえながら慎重に協議をしてまいりたいと考えております。

○会長 その他、ご意見等ありますでしょうか。無いようですので、議事を終了いたします。